

つくばみらい市告示第 145 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画用途地域を変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) つくばみらい市
 - ア 工業地域
 - (ア) 追加する部分
つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
福岡 字古木山 の一部、
南 字須賀、字大堀及び字水喰 の各一部
坂野新田 字坂野新田 の一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下
 - イ 準工業地域
 - (ア) 追加する部分
つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下
- 3 縦覧場所
つくばみらい市都市建設部都市計画課

つくばみらい都市計画用途地域の変更（つくばみらい市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（つくばみらい市）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物 の高さ の限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	その他 及び 備 考
第一種低層住居 専用地域 小 計	約 207ha	8/10 以下	4/10 以下	—	10m	—	割合 約 40.8%
	約 158ha	10/10 以下	5/10 以下	—	10m	—	
	約 365ha						
第二種低層住居 専用地域 小 計	約 15ha	8/10 以下	4/10 以下	—	10m	—	約 1.7%
	約 15ha						
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 9.1ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	—	約 2.3%
	約 12ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 21ha						
第二種中高層 住居専用地域 小 計	約 0.0ha	以下	以下	—	—	—	約 0.0%
	約 0.0ha						
第一種住居地域 小 計	約 115ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 12.8%
	約 115ha						
第二種住居地域 小 計	約 14ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 1.6%
	約 14ha						
準住居地域 小 計	約 64ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 7.1%
	約 64ha						
田園住居地域 小 計	約 0.0ha	以下	以下	—	—	—	約 0.0%
	約 0.0ha						
近隣商業地域 小 計	約 8.1ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 2.5%
	約 14ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 22ha						
商業地域 小 計	約 0.0ha	以下	以下	—	—	—	約 0.0%
	約 0.0ha						
準工業地域 小 計	約 47ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 5.3%
	約 47ha						
工業地域 小 計	約 112ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 12.5%
	約 112ha						
工業専用地域 小 計	約 120ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 13.4%
	約 120ha						
合 計	約 895ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：福岡工業団地地区と一体的な生産・物流機能の維持・向上を図るため、本案のとおり用途地域の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

1 : 20,000



用途地域計画図（つくばみらい福岡地区）

